競　争　入　札　心　得

（目　的）

第１条　福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事又は製造の請負契約に係る一般競争（以下「一般競争」という。）並びに請負契約及び物品の調達契約に係る指名競争（以下「指名競争」という。）による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令の定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札に参加するものとする。

（入札保証金）

第２条　入札保証金は、入札金額の１００分の５以上の額とし、その納付等については、別に定めるところによる。ただし、一般競争入札に参加しようとする者のうち、福島地方水道用水供給事業会計規程（令和６年４月１日管理規程第１号。以下「規程」という。）第１６０条の規定に該当する者については、これを免除する。

（入札等）

第３条　入札参加者は、指名通知書、仕様書、特約条項、契約の方法及び入札条件を、また、公告により行われる入札の入札参加者は公告事項を熟知のうえ入札しなければならない。

２　第１項の趣旨に基づく現場説明会又は設計図書等の閲覧、配布を行う場合、現場説明会を欠席した入札参加者又は設計図書等の閲覧、受領をしなかった入札参加者は当該入札に加わることができない。

３　請負契約の入札参加者については、前項に加え、設計図書等及び現場等を熟知するとともに、請負契約の内工事請負契約の入札参加者については、福島地方水道用水供給企業団工事請負契約約款（以下「約款」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。

４　入札参加者は、所定の日時、場所に入札参加者本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

５　入札参加者は、契約権者が必要があると認めるときは、書留郵便による入札を行うことができる。

６　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

７　一般競争入札の入札参加者は、入札の執行に先立ち、競争入札参加資格確認通知書（写しでも可とする。）を提示しなければならない。

８　入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札代理人」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

９　入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２カ年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

10　入札参加者又は入札代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

（入札の辞退）

第４条　指名を受けた者又は一般競争入札参加資格の確認を経て資格がある旨通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者又は一般競争入札参加資格の確認を経て資格がある旨通知を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札執行前にあっては、入札辞退届（様式１）を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
二　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名及び競争入札参加資格の認定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第５条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第６条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の不成立）

第７条　指名競争入札執行時に、指名された者が辞退等により応札者が１人となったときは、その入札は不成立とする。ただし、第１０条に規定する再度入札執行時はこの限りでない。

（無効の入札）

第８条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一　競争入札参加資格のない者の入札
二　所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者の入札
三　郵便による入札（第３条第５項の規定による入札を除く。）
四　委任状を持参しない代理人の入札
五　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
六　入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書（積算内訳書）その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
七　入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
八　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
九　記名押印を欠く入札
十　金額を訂正した入札
十一　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
十二　入札に関する条件又は企業団において特に指定した事項に違反した入札
十三　入札について談合その他不正な行為があったと認められる入札
十四　公序良俗に反すると認められる入札
十五　入札者から錯誤の申出があり、企業団が正当な事由があると認めた入札
十六　入札書及び委任状、添付書類において当該入札と関係のない事項の記載がある入札

（落札者の決定）
第９条　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の１０第１項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を落札者とする。
２　施行令第１６７条の１０第２項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
３　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、施行令第１６７条の９の規定により、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札等）
第１０条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
２　再度入札の回数は原則として、一般競争と指名競争とを問わず１回を限度とする。なお、この限度内において落札者がないときは、地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第８号の規定による随意契約に移行する場合を除き、指名替えなどによ

り改めて入札を行う。ただし、一般競争において再度入札の限度内において落札者がないときは、地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第８号の規定による随意契約に移行する場合を除き、再度公告をし、改めて入札を行う。

３　初度入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた競争入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

（契約の非締結等）

第１１条 企業長は、落札の決定後から契約締結の日までに落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。次項において同じ。）が企業団の入札参加資格制限措置を受けたとき並びに業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められ（法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等）、企業団の契約の相手方として不適当であると判断されるときは、当該契約を締結しないものとする。

２ 前項の場合において、企業団は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

（契約書等の提出）

第１２条　契約書を作成する場合において、落札者は落札決定後、契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印、関係書類を添えて１０日以内に契約権者に提出しなければならない。

２　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後、１０日以内に契約権者が指示する請書を提出しなければならない。

（連帯保証人）

第１３条　工事請負契約を除く契約について、規程第１４６条第１項に規定する連帯保証人は、契約人に代わって、自らその請負業務又は給付を完成し又は履行することを保証するものとし、その資格については規程第１４６条第２項の規定により、企業団の入札に加わることについて、その保証しようとする契約人と同等以上の資格を有する者のうち原則として当該指名競争について指名を受けた者以外の者を立てなければならない。

２　前項の連帯保証人の選定については、契約権者の承諾を得なければならない。

３　第１項に規定する連帯保証人を立てた契約人は、当該連帯保証人について次の各号の１に掲げる事由が生じたときは、規程第１４６条第３項の規定により、当該事由が生じた日から５日以内に、新たに連帯保証人を立てなければならない。

一　連帯保証人が、死亡し、又は解散したとき。

二　連帯保証人が、第１項に規定する資格を失ったとき。

（連帯保証人を要しない場合）

第１４条　１件５００万円未満の請負契約及び物品調達契約を締結するとき、並びに企業長が特に認めた場合には、前条の規定にかかわらず、連帯保証人を要しないものとする。

（契約保証金）
第１５条　規程第１４２条に定める契約保証金の額及び納付については、別に定めるところによる。

（建設業退職金共済制度への加入）
第１６条　企業団発注工事を落札し、工事請負契約を締結する際は、原則として「建設業退職金共済組合」と、共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書を提出しなければならない。証紙購入額は次を基準とする。
一　土木工事は消費税又は消費税相当分を除いた請負金額の１０００分の２
二　建築工事（設備工事を含む。）は消費税又は消費税相当分を除いた請負金額の１０００分の１．５

（異義の申立）
第１７条　入札をした者は入札後、第３条第１項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（共同企業体に関する事項）
第１８条　共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

（補則）
第１９条　この心得に疑義がある場合、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附　則
この心得は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則
この心得は、令和５年１０月１日から施行する。
附　則
この心得は、令和６年４月１日から施行する。

（様式１）

入　札　辞　退　届

福島地方水道用水供給企業団
企業長　　様

年　　月　　日

住　　所

届出者　　商号又は名称

代表者職氏名　　印

今般、都合により下記の入札（見積）を辞退いたします。

件名（品名）

辞 退 理 由　（該当番号を〇で囲むこと。５の場合には簡潔に記載すること。）

１　手持ち工事又は業務等が多く、さらに受注することが困難であるため。

２　技術者等の確保が困難なため。

３　履行期限までの完了（納品）が困難であるため。

４　仕様が自社の取扱い分野（製品）でないため。

５　その他（　　）